

個別避難計画書作成 同意確認書

要支援者氏名 十和田 一郎

- 1 避難行動要支援者支援事業は、地域の方々の「助け合い・支え合い」により、ご本人計画情報の避難行動の支援を行う制度です。
- 2 個別避難計画書(以下「計画書」という。)は、ご本人又はそのご家族等の了解のもとで、必要に応じて任意で作成するもので、必ず作成しなければならないというものではありません。
- 3 この計画書は、ご本人又はそのご家族等が、災害時等にどのような支援を得て避難行動をとればよいのか、ということについて、ご本人又はそのご家族等が自ら確認し、予め取り決めをして、それを記録しておくものです。
- 4 計画書の内容は、ご本人又はそのご家族等の状況の変化や、ご本人又はそのご家族等からの意向や申出によって、随時変更することができます。
- 5 地域の方々から災害時等に声掛けや、避難の支援をしていただくためには、ご本人又はそのご家族等から、普段の地域でのお付き合いの中で、地域の方々に支援していただけるようお願いしてください。
- 6 地域の方々による災害時等の声掛けや、避難の支援は、地域の方々の助け合い、支え合いの精神に基づくもので、法的な義務や責任を負うものではありません。そのため、地域の方々からの支援が得られない場合もありますので、予めご了解ください。
- 7 実際に、災害等が起きそうだ、又は災害等が起きた、という時には、この計画に従って、ご本人又はそのご家族等の判断で避難を開始してください。
- 8 災害時等に、ご本人又はそのご家族等のもとに公的な支援が提供されるまでには、相当の時間がかかります。市の職員や福祉サービスの事業者等は、すぐにはご自宅に駆け付けることができないことを、予めご理解ください。
- 9 計画書は、市が保管し、ご本人又はご家族等に写しを交付します。
また登録された情報は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援者に提供されます。市は、計画書に記載された個人情報等が他に漏れることのないように厳重に管理します。
- 10 この計画書を作成するにあたって、ご本人又はそのご家族等の費用負担はありません。

(裏面に続く ➡)

***福祉専門職等(ケアマネージャー、相談員、医療的ケア児コーディネーターなど)が作成するときに記入**

- 1 作成者は、必要な情報等を提供し、ご本人又はそのご家族等と一緒に計画書を作成します(作成者が計画書の作成のお手伝いをします)。
- 2 計画書は、ご本人又はそのご家族等と面談や話し合いを介して、ご本人又はそのご家族等の意向を確認し(意向を反映させて)作成します。

※作成者記入

- 私(作成者)は、上記の内容を説明しました。
- 私(作成者)は、市から提供された情報を提供しました。

令和 6 年 6 月 6 日

作成者(自署) 上北 麗子

***全て確認した後にご本人(代理人)がご記入ください。**

- 私は、この計画の趣旨について理解しました。
- 私は、この計画を作成すること及び私の心身の状況を、避難支援等関係者(十和田地域広域事務組合消防本部、十和田警察署、民生委員、町内会、消防団、自主防災組織及び十和田市社会福祉協議会)に提供することについて同意します。

*要支援者が児童の場合は保護者が署名してください。

令和 6 年 6 月 6 日

氏名(自署) 十和田 一郎

代理人(自署) 十和田 太郎